

# 大津市における災害時の障害者 避難の取り組みの現状報告

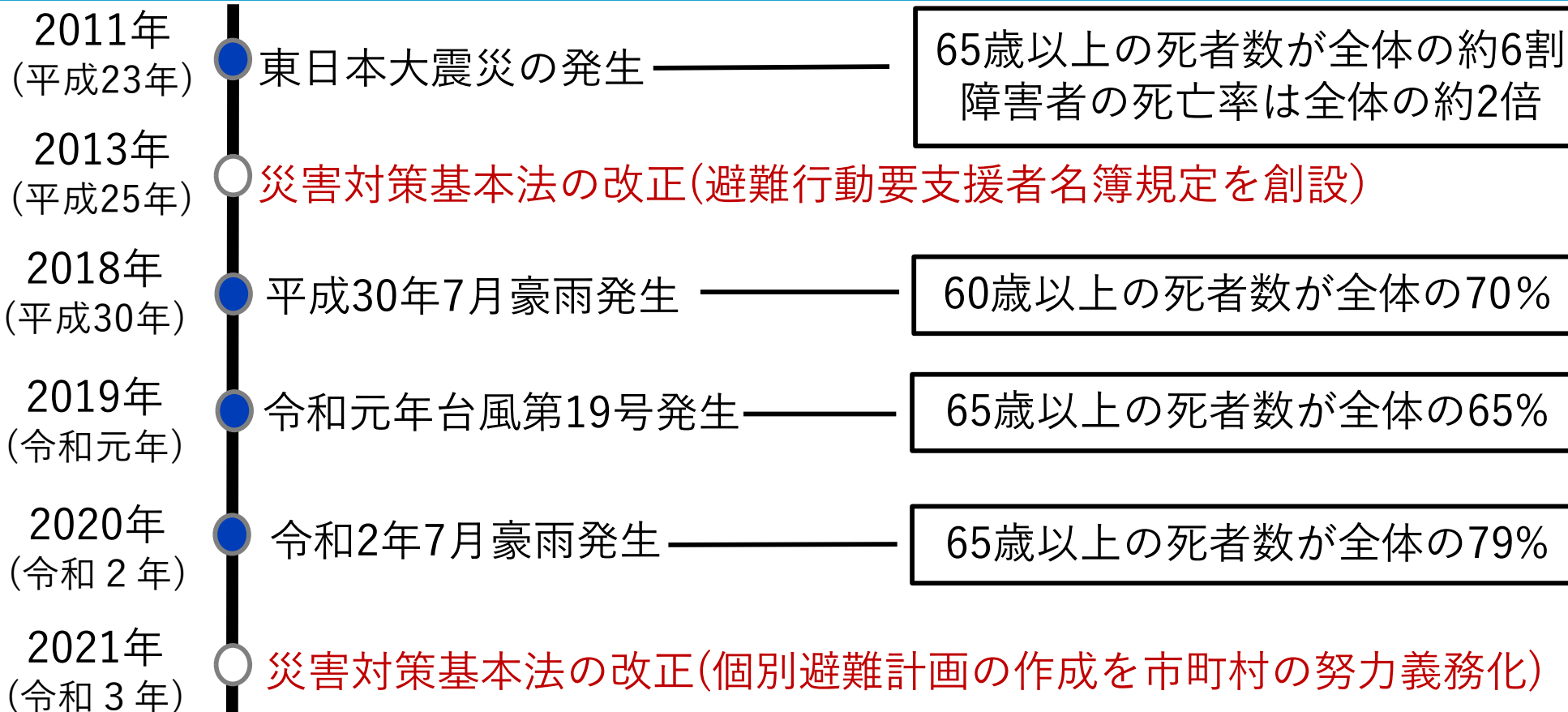
令和6年6月14日

大津市役所総務部危機・防災対策課  
個別避難計画作成推進室

# 目次

制度の流れ	2
避難行動要支援者名簿について	3
個別避難計画について	5
避難所について	8
避難行動について	11
指定(一般)避難所でできること	13

# 制度の流れ



避難行動要支援者名簿の作成が災害対策基本法に位置づけられて以降も、災害のたびに高齢者や障害者が被害を受けていることを踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となった

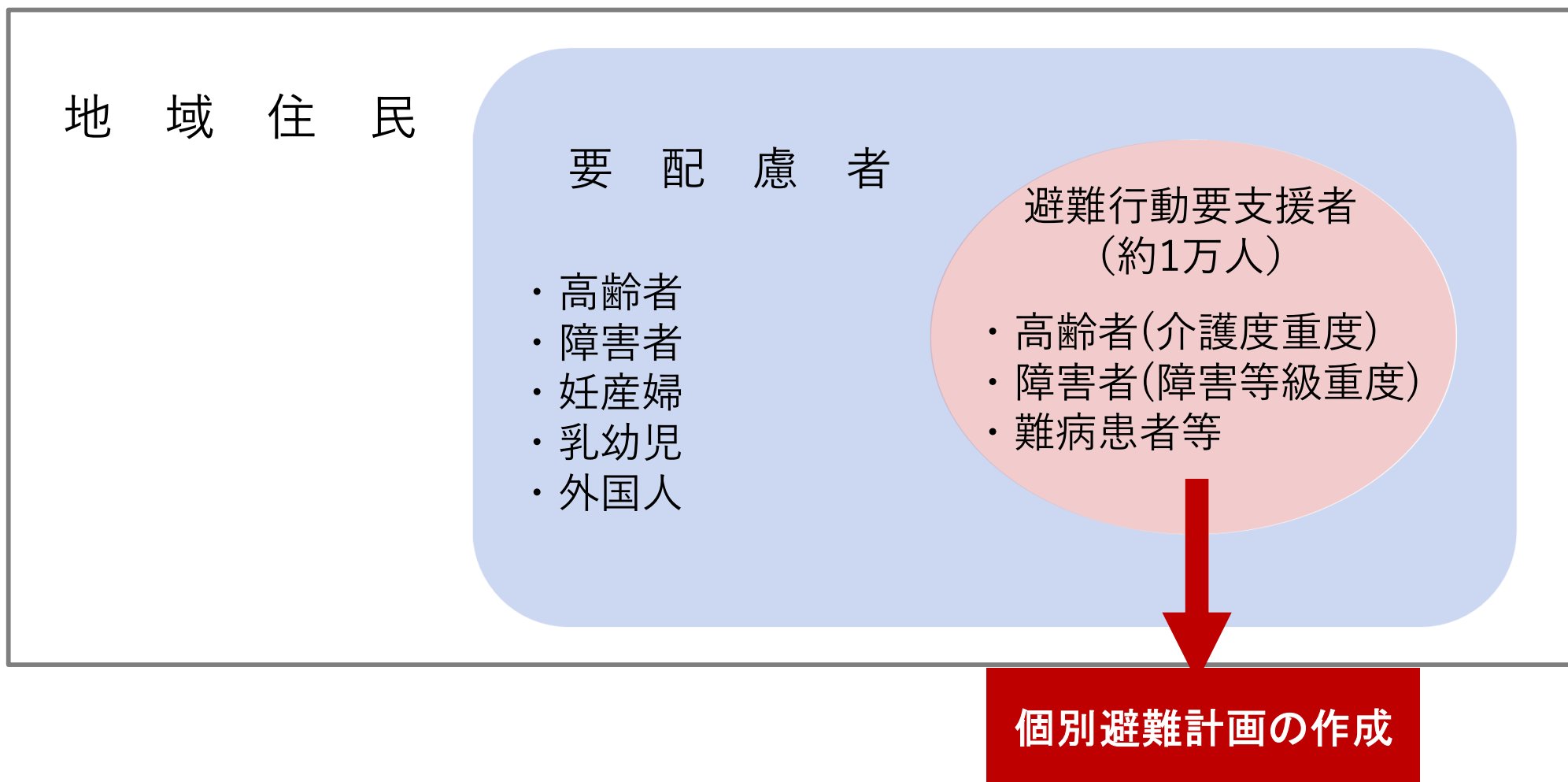
## 避難行動要支援者名簿とは

大津市では災害が起きたとき、在宅高齢者や障害のある方などで災害時に自分の力で避難することが困難な方の安否確認・避難支援等に役立てるため、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。記載内容は下記のとおりです。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所または居所
- ⑤ 電話番号、自宅外の緊急連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由（要介護度、障害の種別・程度等）
- ⑦ 支援者の有無
- ⑧ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 など

# 避難行動要支援者名簿について

## 避難行動要支援者名簿の対象者(約1万人)



# 個別避難計画について

## 個別避難計画とは

災害時の避難に支援が必要な方（避難行動要支援者名簿登載者）の避難を円滑・迅速に行うことを目的に、避難に必要な支援の内容を事前に決める「個別避難計画」の作成を進めております。

記載内容としては、避難行動要支援者名簿情報に加え、下記のとおりです。

- ①避難支援等実施者
- ②避難先
- ③避難方法
- ④避難した場合、特に注意すべき事
- ⑤その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

# 個別避難計画について

## 個別避難計画作成の進め方

災害対策基本法(第49条の14第1項)による計画作成対象者  
※避難行動要支援者(約10,000人)

内閣府の取組指針より、計画作成優先度の高い対象者をハザードリスクで特定  
**土砂災害(特別)警戒区域**  
**大河川(瀬田川・大戸川・草津川)の浸水想定区域(想定浸水深0.5m以上)**  
上記区域に居住される方に計画作成についての同意確認文書の発送  
※医療ケースを除きます。

担当のケアマネジャー等  
専門職がおられる方

専門職が作成

※専門職に対し、室から訪問を行い直接作成を依頼

避難先施設や地域住民との調整が必要な場合

地域調整会議等  
を実施して計画作成を進めていく

避難先施設や地域住民との調整が必要な場合

セルフプラン

※本人や家族による計画作成を室が支援

必要に応じて市が支援します

# 個別避難計画について

## 個別避難計画作成の進捗状況

個別避難計画作成数(計画作成同意者305名、令和6年4月末時点)

年度	高齢者・障害者	難病	小児慢性	総合計
R3	2	1	0	3
R4	14	13	8	35
R5	138	25	5	168
R6	1	0	0	1
合計	155	39	13	207



# 避難所について

## 避難所 (学校(主に体育館や遊戯室)や市民センター(公民館)などの建物)

### 指定避難所(市が指定)



学区ごとに指定(地域防災計画で設定)

市内198箇所

一時的に滞在してもらうための施設

全ての市民センター(36箇所)及び小学校(37箇所)に蓄電池を配備

## 避難所内の福祉スペース等

- ・介護を必要とする高齢者や障害者等の災害時要配慮者に対して、避難所内に専用のスペースを設ける
- ・避難所内の福祉スペース等での避難生活に支障がある人については、指定福祉避難所等の適切な施設へ移動させる

## 指定福祉避難所

- ・受入対象者は施設ごとに異なる(地域防災計画に記載)  
(例)要配慮者、妊産婦・乳幼児、知的障害者及び精神障害者のうち、  
あらかじめ市長が指定した者
- ・主に保育園や児童クラブを指定
- ・市内35箇所(うち、障害のある方が利用可能な施設数23箇所)



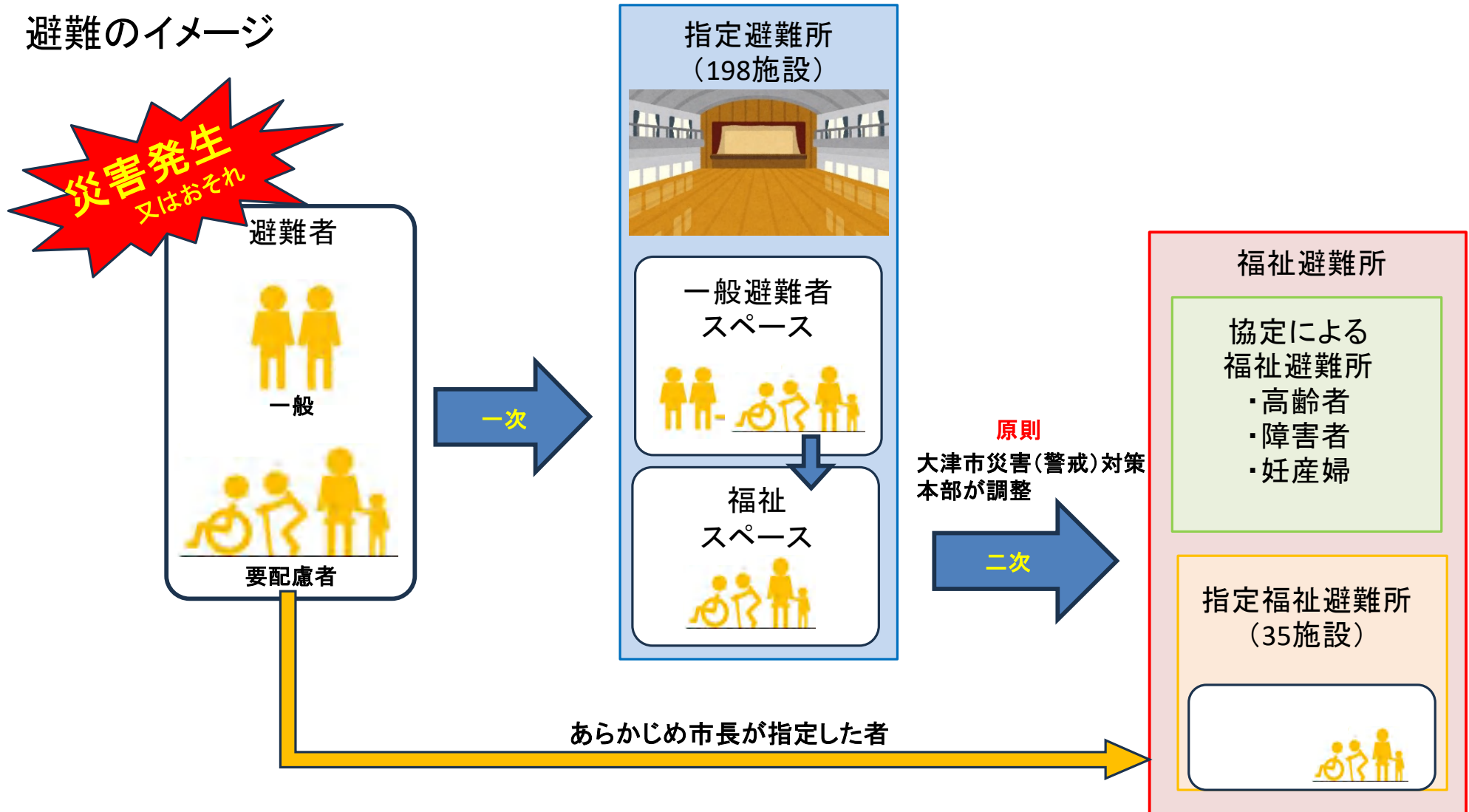
# 避難所について

## 福祉避難所の確保・運営ガイドライン主な改定のポイント（令和3年5月）

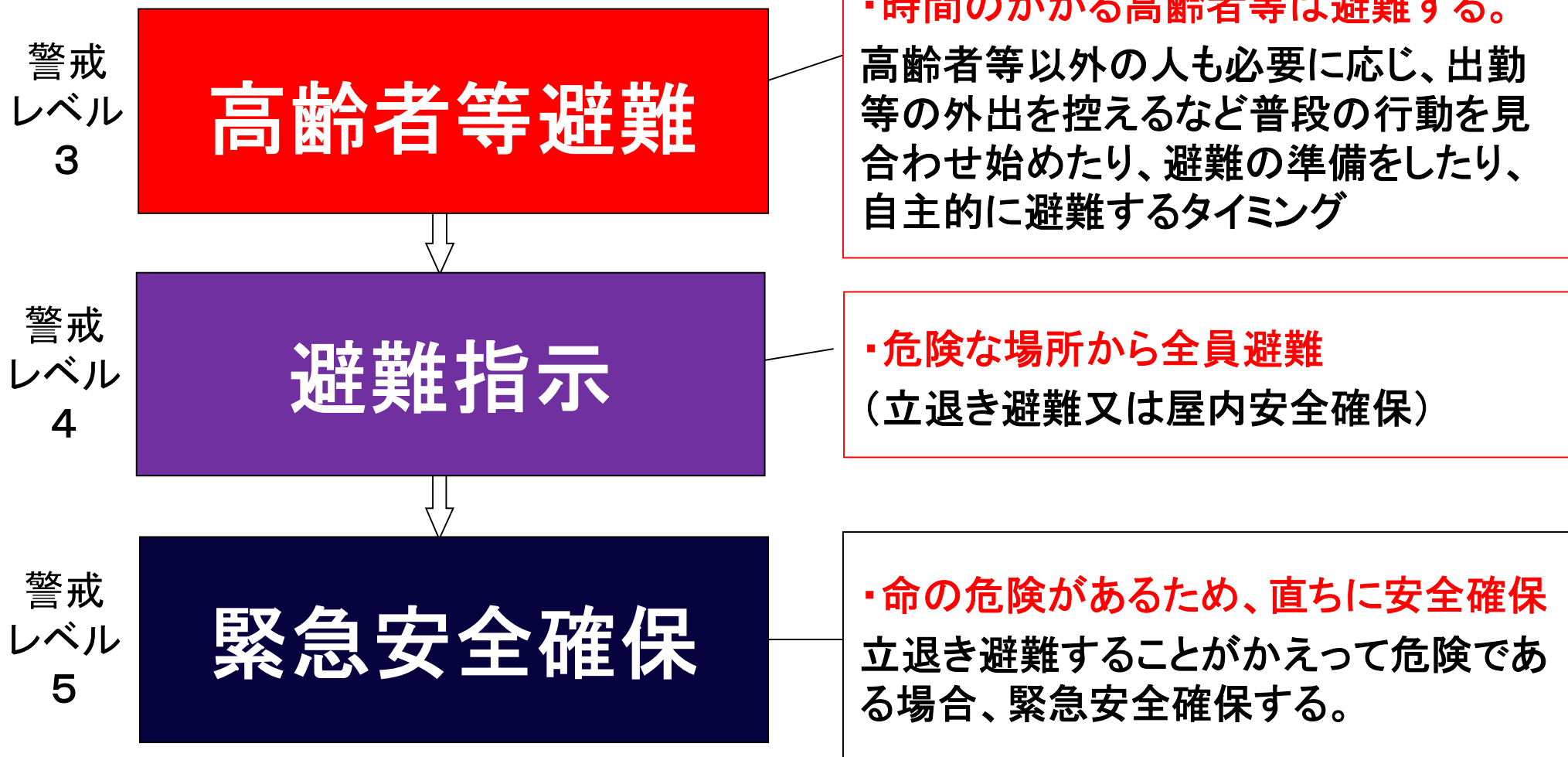
- 指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）
  - ・指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する
  - ・指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度を創設
    - ※「高齢者」、「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「在校生、卒業生及び事前に市が特定した者」など受入対象者を特定した公示の例を記載
    - 受入れを想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図る
- 指定福祉避難所への直接の避難の促進
  - ・地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者を調整等を行う
  - 要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する
- 避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策
  - ・感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、避難所の計画、検討を行う
  - ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策として必要な物資の備蓄を図る
  - ・一般避難所においても要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う
- 緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化
  - ※社会福祉法人等の福祉施設等における自治体の補助金に対する緊急防災・減災事業債活用も可能に

# 避難行動について

## 避難のイメージ



# 避難行動について



学区単位又は土砂災害のリスクが高い地域に限定し発令



# 指定（一般）避難所でできること

大津市避難所運営マニュアルの概要資料

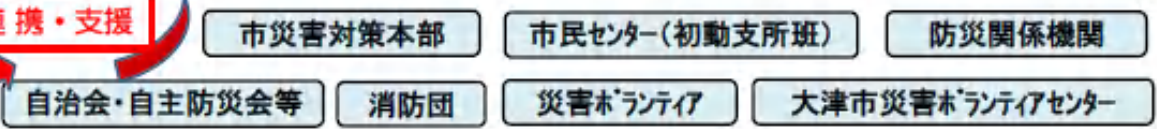
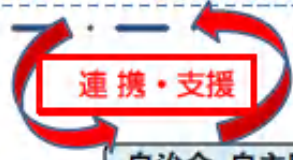


## 避難所運営委員会・運営班・組の役割

避難者の方々を中心に『避難所運営委員会』を設置し、協力して円滑な避難所運営を図ります。



☆ 運営管理担当者、運営班の班長、組長により運営委員会を構成し、運営に必要な事を協議。  
 ☆ 避難所の規模により、運営班の業務を調整。



# 指定（一般）避難所でできること

- ① 介護を必要とする高齢者や障害者等の災害時要配慮者に対して、家族と協力しながら、避難所内に福祉スペースを設けるとともに、間仕切り、車いす、簡易ベッド等の調達、設置に努めます。
- ② 災害時要配慮者が必要とする常用薬、酸素、人工呼吸器用バッテリーなどの携行状況を確認します。不足する場合、市担当者に連絡し、災害対策本部事務局に必要な品の調達や医療機関への収容等の調整を要請します。
- ③ 災害時要配慮者をケアするために、市担当者を通じて災害対策本部事務局に対し、保健師等の専門の職員の派遣を要請します。
- ④ 避難所内の福祉スペース等での避難生活に支障がある人については、市担当者を通じて災害対策本部事務局へ連絡し、「福祉避難所」等の適切な施設へ移動できるよう務めます。

# 指定（一般）避難所でできること

## [視覚障害者]

- ・点字による掲示
- ・トイレへの案内用のロープの設置等の工夫
- ・組、救護班、連絡・広報班等による必要・関連事項の口述伝達

## [聴覚障害者]

- ・文字による伝達方法（コミュニケーションボードの活用）
- ・手話通訳者の確保（手話のできる避難者、ボランティアの協力）
- ・光による伝達方法（例えば呼び出しの際に赤色ランプを点滅させて知らせる等の工夫）

## [外国人]

- ・掲示物の工夫（「多言語表示シート」の利用・ひらがなを書き添える）
- ・通訳の確保（外国語を解する避難者、ボランティアの協力）
- ・翻訳機、パソコンの翻訳ソフトの活用による伝達方法の検討。